議第16号

緊急事態条項を含む憲法改正に取り組むことを求める意見書

上記議案を別紙のとおり茨城県議会会議規則第14条第1項の規定により 提出します。

令和4年6月21日

茨城県議会議長 伊 沢 勝 徳 殿

是出者	茨城県議会議員	海	野		透
	同	葉	梨		衛
	同	西	條	昌	良
	同	白	田	信	夫
	同	飯	塚	秋	男
	同	細	谷	典	幸
	同	小	JII		成
	同	Щ	津		隆
	同	Щ	岡	恒	夫
	同	森	田	悦	男
	同	常	井	洋	治

同 石井邦一

緊急事態条項を含む憲法改正に取り組むことを求める意見書

新型コロナウイルス感染症は、長期に渡って全国各地で拡大し大きな被害をもたらしてきた。この間、全国の9割を超える中小企業の経営に深刻な影響が及び、日本経済に大きな打撃を与えている。さらに医療従事者や病床の不足が解決できず、医療崩壊の危機を招くという想定されなかった事態が発生した。

一方、我が国の国土は、地震、津波、暴風、竜巻、豪雨など極めて多種の自然災害が発生 しやすい自然条件下に位置しており、東日本大震災の際には、道路を塞ぐ震災ガレキの撤去 の遅れのため支援物資の輸送にも遅れが生じ、また被災地方自治体の機能停止も問題となっ た。

本県でも、東日本大震災以降、平成27年9月関東・東北豪雨、令和元年東日本台風と甚大な被害をもたらした災害が発生しており、今後30年以内に高い確率で発生が予想される首都直下地震や南海トラフ巨大地震による被害も危惧されている。

我が国は、これまで緊急事態の発生に対し災害対策基本法や新型インフルエンザ等対策特別措置法などによって対処してきた。しかし従来の法体系には限界があることが判明した。

感染症は全国的に影響を及ぼし、大地震などの自然災害はどの自治体であっても被災地になり得る。したがって、感染症や自然災害に強い社会をつくることは、我が国にとって喫緊の課題である。

国家の最大の責務は、緊急時において国民の命と生活を守ることにある。国民は、緊急時に国民の命と生活を守るための施策と法整備、さらには根拠法たる憲法について国会が建設的な論議に取り組むことを期待している。

よって、国会においては、緊急事態条項を含む憲法改正について建設的かつ広範な議論を促進するとともに、国民的な議論を喚起するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年 月 日

茨城県議会議長 伊 沢 勝 徳

(提出先)

議第17号

消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書

上記議案を別紙のとおり茨城県議会会議規則第14条第1項の規定により 提出します。

令和4年6月21日

茨城県議会議長 伊 沢 勝 徳 殿

提出者 茨城県議会議員 山 中 たい子

同 江 尻 加 那

消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書

2023年10月からのインボイス制度(適格請求書等保存方式)実施に向け、 昨年10月よりインボイス発行事業者の登録申請が始まっている。

これは、現在消費税申告で行われている帳簿による納付税額の計算から、インボイス (適格請求書) による納付税額の計算に移行しようとするものである。

このインボイスは課税事業者であり、かつ登録した事業者にしか発行できないが、インボイスを発行できない免税業者(約480万人と推計)、フリーランス(約400万人前後)及びシルバー人材センターの会員(約70万人)も「事業者」となってしまう。インボイス導入の影響は多くの国民に及び、1千万人前後が対象となる可能性がある。

そのため、多くの免税事業者(年間売上1千万円以下)は、課税事業者になるか、転・廃業するかの選択を迫られるものであり、取引から排除されるおそれがある。

現在、免税事業者も仕入れや経費に含まれる消費税を負担しており、取引先との価格交渉の中で、何とか採算を得ているのが現状である。コロナ禍で時短・自粛営業を余儀なくされ、地域経済が疲弊する中で、中小企業・自営業者の経営危機が深まっており、インボイス制度に対応できる状況ではない。

多くの中小企業団体や税理士団体も、「凍結」「延期」「見直し」「中止」を表明 し、現状での実施に踏み切ることに懸念の声を上げている。

新型コロナウイルスの危機を克服した新たな社会においても、地域に根ざして活動する中小業者の存在は不可欠であり、「税制で商売つぶすな」との声があがっている。

よって、消費税インボイス制度の実施を中止するよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和4年 月 日

茨城県議会議長 伊 沢 勝 徳

(提出先)

内閣総理大臣 財務大臣 経済産業大臣 衆議院議長 参議院議長

議第18号

保育士等の配置基準の引き上げ及び更なる処遇改善を求める意見書

上記議案を別紙のとおり茨城県議会会議規則第14条第1項の規定により 提出します。

令和4年6月21日

茨城県議会議長 伊 沢 勝 徳 殿

提出者 茨城県議会議員 山 中 たい子

同 江 尻 加 那

保育士等の配置基準の引き上げ及び更なる処遇改善を求める意見書

安心して子どもを生み育てることのできる社会の実現のためには、子どもの健や かな成長を支える保育を進めることが重要である。

一方、保育現場では、日々、子どもの健やかな育ちを願い、それぞれの保育士が 懸命に取り組んでいるが、その責任と負担に見合った処遇が保障されておらず、研 修機会確保や自らの家庭生活との両立に苦労している。

また、新型コロナウイルス感染症予防のための衛生管理が求められ、平時からの厳しい労働状況に加え、業務は増加している状況である。

このように、保育士は過重な労働環境に置かれており、賃金も低いことから、保育士の確保と定着が喫緊の課題となっている。

現行の保育士配置基準は、一部を除き1948年(昭和23年)に決められたままで、保育士の人数は0歳児3人に1人、1・2歳児6人に1人、3歳児20人に1人、4・5歳児30人に1人とあまりに少なく、多くの施設で基準の1.5倍~2倍ほどの保育士を雇用しているのが現状である。そのため、政府の処遇改善策(月9千円)が始まったものの、実際の上乗せ額は9千円に満たない人が大半となる。保育所の待機児童をゼロにし、量も質も豊かな保育を実現するためには、保育士等の配置基準の大幅な改善及び更なる処遇改善を行うことが急務である。

よって、国会及び政府において、下記の措置を講じられるよう強く要請する。

記

- 1 保育士等の配置基準の引き上げ、実情に応じた配置改善加算を行うこと。
- 2 賃金水準の引上げなど更なる処遇改善を図ること。
- 3 保育士等の処遇改善に必要な予算を十分に確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和4年 月 日

茨城県議会議長 伊 沢 勝 徳

(提出先)

内閣総理大臣 臣 臣 臣 臣 臣 臣 臣 臣 臣 臣 臣 臣 臣 長 泰 議 院 議 長

議第19号

学校給食の無償化を求める意見書

上記議案を別紙のとおり茨城県議会会議規則第14条第1項の規定により 提出します。

令和4年6月21日

茨城県議会議長 伊 沢 勝 徳 殿

提出者 茨城県議会議員 山 中 たい子

同 江 尻 加 那

学校給食の無償化を求める意見書

憲法は第26条で、教育基本法は第4条で、学校教育法は第6条でそれぞれ義務教育の無償を定めている。

しかし実際には、教材費、制服、体操着、学用品、給食費、修学旅行積立金などを家庭が負担しており、2018年度学校給食実施状況等調査では全国平均で小学校が年間に47,773円、中学校が54,351円と給食費が最も多くなっている。

文部科学省の事務次官通達では、食材費の負担を必ずしも保護者に求めなくてもよい旨が記載され、政府も国会で、義務教育の無償化をできるだけ早く広範囲に実現したいということ、学用品、学校給食費、できれば交通費も無償対象にとの答弁を行っている。

茨城県においては、北茨城市、潮来市、神栖市、城里町、大子町、河内町が自治 体独自で無償化を実施しているものの、県内市町村の8割超が実施に至っていない。

2005年に食育基本法が制定されたことにより、学校給食法が大きく改正され、食育推進のための学校給食が学校教育の重要な柱とされており、その充実をはかることが求められる。

加えて、新型コロナウイルス感染症による家計への影響、ロシアによるウクライナ侵略の影響による物価高騰などで、経済的負担を軽減する必要性は高まっている。よって、子育て世帯の経済的負担を軽減し、学校教育の柱の一つでもある食育推進の効果も大きい給食費の無償化への支援を国の政策として行うことを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和4年 月 日

茨城県議会議長 伊 沢 勝 徳

(提出先)

内閣総理大長 大大大 大大 大大 大大 大大 大 大 大 美 議 院 議 院 議 長